

福島県沖地震 (令和4年3月16日)の 罹災証明書の申請

令和4年3月16日の福島県沖地震の罹災証明書の申請を役場住民課、二本松・福島・いわき市の役場出張所窓口または郵送で受け付けています。

申請書は、各窓口へ備え付けのものをご使用いただくか、役場ホームページからダウンロードができます。(遠方の場合などは、郵送でお送りします)ので下記までご連絡ください)

申請は、お早めをお願いします。

※罹災証明書は、災害による住家の被害の程度を調査判定し、発行する証明書です。

※町外の住家等の場合は、家屋が所在する市町村にご相談ください。

問 住民課税務管理係 TEL 0240(34)0223

令和4年 福島県沖地震住宅の 応急修理

令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により、町内にある現在お住いの住宅が半壊、半壊、中規模半壊または大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、災害救助法に基づき、被災した住宅の日常生活に必要な不可欠な最小限の部分の応急修理を町が実施します。

※応急修理とは、災害で被災した住宅の修理を町が業者に依頼し、費用を直接業者

に支払う制度です。

▽対象者
次のすべての要件を満たす世帯

- ・町が実施する住宅被害調査により準半壊、半壊、中規模半壊または大規模半壊の判定を受けた世帯
- ※当該災害により住家が被災し、そのままだでは住むことができない状態であること
- ただし、対象者が住宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、応急修理の対象となります。
- ・応急修理を行うことによ

て避難所等への避難を要しなくなる世帯

- ・応急仮設住宅等を利用しない世帯

▽応急修理の範囲
屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行う必要がある部分に限ります。

※令和4年福島県沖地震による被害と直接関係があり、6月15日(木)までに完了する修理が対象です。

※空き家・家電製品は対象外です。

※すでに業者への支払いが済んでいる場合は対象外です。

▽応急修理の限度額
一世帯当たり59万5千円(準半壊は30万円まで)

▽申込期限
令和4年5月31日(火)まで

申 問 住宅水道課住宅係
TEL 0240(34)0232

▽提出書類
・東日本大震災に伴う保育料助成申請書

・保育料の領収書(原本)

・振込先通帳の写し

・通園証明書(上半期申請時から転園した場合)

※申請書類は、令和3年度上半期分を申請した人・新たに連絡のあった人に3月下旬に送付しています。なお、新たに該当すると思われる人は連絡してください。

▽提出期限
5月31日(火)

申 問 教育委員会事務局子育て支援係
TEL 0240(34)0252

整形外科の診療について

浪江診療所では、東北大学病院のご協力を得て、下記日時で整形外科の診療を行います。

診療日時：毎週木曜日
9時30分～15時30分
受付時間：8時30分～15時

問 浪江診療所 TEL 0240(23)6173

がんばる浪江町！ プレミアム付商品券 6月11日(土) 販売開始予定

▽プレミアム付商品券を購入できる人

- ・商品券購入時点で浪江町に住民登録がある人
- ・平成23年3月11日時点で浪江町に住民登録があった人
- ・右記以外の人で、町内の事業所などに勤務(勤務先の証明が必要)している人

▽プレミアム率(50%)

500円券(30枚つづり)で1万円、1,000円券(15枚つづり)で1万円

▽一人当たりの購入上限額
5万円(5万円で7万5,000円分買物ができます)

▽商品券が使える店
町内で事業を開始している「取扱店」で使用できます。

申 問 産業振興課商工労働係
TEL 0240(34)0247

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯)

▽支給概要
令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響

を受けて、家計が急変し、直近の収入減少により市町村民税(均等割)・非課税相当と見なされる場合に支給を行います。

※2月に送付した非課税世帯の給付金とは重複して受け取れません。

▽支給金額
1世帯当たり10万円

▽受給方法
申請が必要ですので、介護福祉課福祉係までお問い合わせください。

▽申請期限
家計急変世帯
【令和4年9月30日必着】
申 問 介護福祉課福祉係
TEL 0240(34)0238

大堀相馬焼の購入 経費を補助します

店舗や事務所などで伝統的工芸品「大堀相馬焼」を積極的に活用し、来客者等に地場産品の良さをPRしていただく事業者の皆さまに、大堀相馬焼の購入経費の一部を補助します。

▽補助対象者
町内で事業等を行っていること、または震災により避難先で事業等を再開していること

▽補助対象経費および補助額
次の①と②に該当する場合、購入額の3分の2(上限10万円)を補助

①1点5万円以下、かつ総額5万円以上

②大堀相馬焼協同組合からの購入

▽申請の方法
申請書類は役場産業振興課にあります。様式を町のホームページからダウンロードすることもできます。

・購入前に大堀相馬焼協同組合から見積りを取ってから申請書を提出してください。

問 産業振興課商工労働係
TEL 0240(34)0247



浪江診療所のお医者さん

問 浪江診療所 TEL 0240(23)6173

■診療受付 8時30分～11時30分
13時30分～15時30分

■場所 浪江町役場本庁舎北西側

■診療体制 本田医師(常勤)…月～金曜日
非常勤医師…月曜日(内科)
…木曜日(整形外科)
※祝日・年末年始を除く
(医師の都合により変更あり)

■診療内容 内科・外科・整形外科

仮設津島診療所のお医者さん

問 仮設津島診療所 TEL 0243(24)1431

■診療受付 8時30分～11時30分
13時30分～15時30分

5月 2日(月) 関根
6日(金) 関根(午前)・玉井
9日(月) 関根
10日(火) 関根・西
11日(水) 関根・今村(婦人科)
12日(木) 関根
13日(金) 関根
16日(月) 関根
17日(火) 関根
18日(水) 関根・西
19日(木) 関根・木村(皮膚科)
20日(金) 関根(午前)・玉井
23日(月) 関根
24日(火) 関根
25日(水) 関根・西
26日(木) 関根・今村(婦人科)
27日(金) 関根
30日(月) 関根
31日(火) 関根

(医師の都合により変更あり)

令和4年度国民健康保険税・介護保険料の減免基準

▽国民健康保険税
令和3年度から引き続き、被保険者である世帯主が被災者（平成23年3月11日時点で、東日本大震災および原子力災害により、避難指示区域に指定された区域に住民登録があった人）かつ、世帯に属する被保険者の令和3年中の基準所得額を合算した額が600万円以下の世帯、また、帰還困難区域に住民登録がある人は減免となります。

▽国民健康保険料
令和3年度から引き続き、被保険者が被災者（平成23年3月11日時点で、東日本大震災および原子力災害により、避難指示区域に指定された区域に住民登録があった人）かつ、令和3年中の合計所得金額が633万円以下の人、また、帰還困難区域に住民登録がある人は減免となります。

▽介護保険料
令和3年度から引き続き、被保険者が被災者（平成23年3月11日時点で、東日本大震災および原子力災害により、避難指示区域に指定された区域に住民登録があった人）かつ、令和3年中の合計所得金額が633万円以下の人、また、帰還困難区域に住民登録がある人は減免となります。

▽介護保険料
令和3年度から引き続き、被保険者が被災者（平成23年3月11日時点で、東日本大震災および原子力災害により、避難指示区域に指定された区域に住民登録があった人）かつ、令和3年中の合計所得金額が633万円以下の人、また、帰還困難区域に住民登録がある人は減免となります。

令和4年度個人住民税（町民税・県民税）のお知らせ

令和4年度個人住民税の納税通知書を下記のとおり送付します。

●給与特別徴収（給与天引き）の方
5月16日(月)に令和4年度個人住民税特別徴収税額通知書を納税義務者の勤務先へ送りますので、勤務先から通知書がお手元に届きます。令和4年6月から令和5年5月の12回に分割して納めていただきます。

●普通徴収の方
6月15日(水)に令和4年度個人住民税普通徴収税額通知書を納税義務者へ送ります。納付期限は次のとおりです。

全4期	納付期限
第1期	令和4年6月30日(木)
第2期	令和4年8月31日(水)
第3期	令和4年10月31日(月)
第4期	令和4年12月26日(月)

▽住民課課税係 TEL 0240(34)0224

令和4年度自動車税種別割・軽自動車税種別割の納付

自動車税種別割・軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者（割賦販売の場合は使用者。ただし、自動車税種別割は4月1日0時現在で車検証上の所有者）に課税されます。

令和4年度の納税通知書は、5月上旬に発送するので、納期限までに忘れずに納付してください。

なお、避難先等へ郵便物の転送を希望される人は、最寄りの郵便局へ「転居届」の提出をお願いします。

丈六横穴墓群・丈六古墳群の発掘調査を実施します

県道落合浪江線（高瀬工区）の整備工事に伴う丈六横穴墓群・丈六古墳群の発掘調査を令和3年度に引き続き行いま

▽納期限
令和4年5月31日(火)
▽問合せ
【自動車税種別割】
相双地方振興局県税部課税課間税チーム
TEL 0244(26)1127
【軽自動車税種別割】
浪江町役場住民課課税係
TEL 0240(34)0224

▽調査機関
福島県文化振興財団
遺跡調査部
TEL 024(534)2733
▽県教育庁文化財課
TEL 0244(23)0061

「高齢者向け緊急通報システム」を貸出し

▽対象
浪江町に住民登録がある、おおむね65歳以上の単身世帯（日中一人の場合を含む）または高齢者夫婦世帯
▽対応地域
県内（携帯電話の電波が届く地域）
▽内容
・見守りセキュリティ機器の貸出し
・通話による安否の確認
※料金は無料（当分の間）
▽問合せ
TEL 0240(34)0226

国民健康保険加入者が交通事故などでけがをしたときは

交通事故など、他人（第三者）の行為が原因でけがをしたとき、国民健康保険を使っている人が治療を受ける場合は、届出が必要です。

原因となった加害者が支払うべき医療費を国民健康保険が立て替えて支払い、後日、被害者に代わって、加害者に請求します。

▽届出が必要な場合
・交通事故でけがをした
・他人に暴力を振るわれた
・他人のペットに噛まれた

就職相談

就職への一歩を一緒に踏み出しましょう！あなたの「働きたい」をサポートします！
▽電話
TEL 0120(810)650
受付時間 平日9時～12時、13時～16時30分
▽メール
ホームページの専用フォームから24時間受付中
(URL: https://fkoyoune/)
会福島統括窓口
TEL 024(524)2121

特設人権相談開催のお知らせ

6月1日の人権擁護委員の日にちなみ、特設人権相談を開催します。一人で悩まず、人権擁護委員と一緒に解決方法を見つけましょう。
▽開催日時
6月1日(水)10時～15時（12時～13時を除く）
▽場所
浪江町役場本庁舎1階 第一行政相談室
※相談は無料、秘密は厳守します。

司法書士の無料相談会が開催

A・D・R申立て、相続登記や土地・建物の不動産登記、成年後見などの相談（要予約）に応じます。
▽日時
5月19日(木)13時～16時
▽場所
浪江町役場本庁舎1階 第一行政相談室
▽総務課賠償支援係
TEL 0240(34)4638

行政区からのお知らせ

権現堂地内（1区～8区）の消毒散布を実施

5月と9月に、権現堂地内で消毒散布（ハエ・蚊などの駆除作業）を実施します。期間は1週間程度です。

なお、消毒散布は各区長とともに、皆さんの敷地内の下水掘などを消毒します。天候、機材不良などにより中止になる場合もあるので、ご了承ください。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

《問合せ・連絡先》
権現堂1区区長 佐藤 秀三
TEL 090(2277)0601



他自治体などからの応援職員



企画財政課
高橋 敏也
(福島県)



産業振興課
赤井 春菜
(福島県)



企画財政課
吉越 良智
(神奈川県)



企画財政課
玉根 吉正
(神奈川県)



住民課
中田 邦彦
(神奈川県)



産業振興課
室田 憲雄
(神奈川県)



産業振興課
高橋 道夫
(神奈川県)



産業振興課
赤穂 満
(神奈川県)



農林水産課
山岸 敏和
(神奈川県)



農林水産課
前田 一彦
(神奈川県)



農林水産課
石山 利信
(神奈川県)



住宅水道課
寺西 達生
(神奈川県)



建設課
木立 亨
(神奈川県)



建設課
岩澤 利之
(神奈川県)



建設課
川崎 俊介
(神奈川県)



建設課
加藤 裕二
(神奈川県)



建設課
村上 隆一
(神奈川県)



企画財政課
西條 健人
(東京都新宿区)



産業振興課
岡崎 博司
(東京都新宿区)



企画財政課
佐伯 雄治
(神奈川県横浜市の)



農林水産課
千葉 省一
(神奈川県横浜市の)



企画財政課
宮本 和人
(千葉県成田市の)



産業振興課
木原 可南子
(岡山県赤松市の)



健康保険課
原田 大樹
(原安協)

ここから下は広告です。



よろしくお願いします

令和4年度浪江町役場職員6人、任期付職員7人が採用されました。
また、他の自治体などから新たに24人、応援に来ていただいています。
町民の皆さん、よろしくお願いします。

新規採用職員



介護福祉課
川口 勇気



住民課
長峰 隼



健康保険課
三瓶 元子



教育委員会事務局
佐藤 千草



介護福祉課
齊藤 麻成



教育委員会事務局
坂本 貴光
(指導主事)

任期付職員



産業振興課
中村 尚



農林水産課
藤原 忠善



農林水産課
金子 泰杜



建設課
佐々木 太雅



介護福祉課
荒 博史



教育委員会事務局
澁野 隆



教育委員会事務局
澁野 順子



ここから下は広告です。

町内空間線量測定結果

問 総務課防災安全係 TEL 0240 (34) 0229

原子力規制委員会のモニタリングポストが設置されていない地点の空間線量測定結果をお知らせします。
シンチレーション式サーベイメータにより、地上1メートル地点の測定値を掲載しています。

(単位: $\mu\text{Sv/h}$)

地 区	測 定 地 点	測定値
浪 江	新町セブンイレブン付近	0.10
	常磐線陸橋東側	0.14
	常磐線陸橋西側	0.21
	川添字小丸田地内	0.38
	国道6号高瀬交差点付近	0.07
幾 世 橋	高瀬字小高瀬迫地内	0.22
	貴布祢	0.10
	北幾世橋字町尻地内	0.11
	北幾世橋字荒井前地内	0.14
	棚塩字弥平迫地内	0.09
請 戸	浪江にじいりこども園	0.07
	請戸橋南側	0.12
	請戸漁港	0.08
	請戸小学校	0.09
	中浜消防屯所付近	0.06
大 堀	両竹消防屯所付近	0.09
	小丸字赤下地内	0.98
	小丸字三程地内	0.36

地 区	測 定 地 点	測定値
大 堀	畑川集会所	0.43
	立野字根渡地内	0.33
	酒田町営住宅	0.29
	国道114号仙人沢トンネル南側	1.51
	室原字小萱地内	0.59
苅 野	室原字堀知木地内	0.51
	加倉ファミリーマート付近	0.61
	加倉ローソン付近	0.29
	藤橋字善明迫地内	0.12
	藤橋不動尊前	0.15
津 島	津島字水境地内	0.56
	津島字仲野作地内	1.53
	津島字谷津地内	0.65
	上津島消防屯所	0.39
	浪江町役場津島支所	0.58
	赤字木字平地内	1.75
	昼曽根字尺石地内	2.24

* 測定日は4月1日です。

自家消費食品などの放射能簡易分析結果

問 健康保険課放射線対策係
TEL 0240 (34) 0261

町は、自家消費食品などの安全・安心のため、食品中の放射能を測る機器を配備し、放射性物質の測定を行っています。

■ 3月の分析結果

全ての検体		基準値以上検出された検体		
区 分	検体数	品 名	基準値を超えた検体数	最大値 (Bq/kg) *
野 菜	2		0	
果 実	1		0	
魚	0		0	
山菜、キノコ類	7		0	
米	0		0	
その他	0		0	
水(井戸水・湧水など)	0		0	
合 計	10		0	

ここから下は広告です。

* 基準値を超えた検体数が複数の場合は、数値の一番高いものを記載しています。

食品衛生法における基準値
(セシウム134、セシウム137の合算値)

- 一般食品……………100 Bq/kg
- 飲料水……………10 Bq/kg
- 牛乳、乳幼児用食品… 50 Bq/kg

※ 検出下限値25Bq/kgを超える検体の掲載は除いています。

正確な測定をするために、食品であれば500グラム以上、水であれば2リットル程度必要です。

※ 帰還困難区域以外でのものを受付しています。

自家消費食品などの簡易測定は、浪江町役場本庁舎で随時受付しています。

検査受付は原則平日のみにあります。

※ 採取地など詳しくは、町ホームページをご覧ください。

法務局からのお知らせ

相続した未登記建物の登記について

Q 亡くなった親が建てた建物が未登記の場合はどのような手続きをすればよいですか？

A 相続人が一人の場合は相続人であることを証明する書類、例えば戸籍謄本等を添付して建物表題登記の申請をします。相続人が数名いる場合は、相続人全員又は建物を相続した相続人から建物の表題登記を申請します。この場合、公正証書や遺産分割証明書等、相続を証明する書類を添付して登記の申請をすることになります。それ以外にも親が建物の所有者であることの証明も必要になります。

なお、ご不明なときは最寄りの法務局や土地家屋調査士にご相談ください。

【福島地方法務局の所在地と電話番号】(お近くの法務局にご連絡ください。)

本 局 (不動産登記部門)	福島市霞町	TEL 024 (534) 2045
相 馬 支 局	相馬市塚ノ町一丁目	TEL 0244 (36) 3414
郡 山 支 局	郡山市希望ヶ丘	TEL 024 (962) 4505
白 河 支 局	白河市郭内	TEL 0248 (22) 1207
若 松 支 局	会津若松市追手町	TEL 0242 (27) 1501
いわき支局	いわき市平字堂根町	TEL 0246 (23) 1729
二本松出張所	二本松市若宮二丁目	TEL 0243 (22) 2617
田 島 出 張 所	南会津町田島字寺前	TEL 0241 (62) 0249
富 岡 出 張 所	富岡町小浜	TEL 0240 (22) 3052

【福島県土地家屋調査士会】 TEL 024 (534) 7829

避難先でもマイナンバーカードの申請が出来るの？



マイナンバーカードの申請には、申請時またはカード受取時のいずれかに申請者本人が顔写真付きの本人確認書類などを持参し、役場(住民課住民係)または各出張所に来庁する必要がありますが、東日本大震災の影響により避難して来庁できない場合は、申請者本人が、避難先の市区町村のマイナンバー担当窓口で顔写真付きの本人確認書類を持参して申請することが出来ます。

なお、浪江町に避難先を登録していないと申請できません。また、申請事務を行っている市区町村もあるので、必ず事前に避難先の市区町村に確認してください。

問 住民課住民係 TEL 0240 (34) 0230

放射線相談員だより

知ってますか？ フラビのあく抜きで放射性物質濃度が減ります

昨年、弘前大学が開催したあつがるサロンで、「山菜のあく抜きに重曹を使うことで放射性物質濃度が低減される」ことを実践したので紹介します。

町内のある場所で採れたフラビの放射性物質濃度は113.3 Bq/kgでしたが、重曹を使ってあく抜きをした後は57.7 Bq/kgに低減しました。

● 低減したのはなぜ？

重曹はフラビを柔らかくします。フラビの細胞壁が壊れて、その状態で長時間水に浸したことによって、あくが抜けると共に放射性物質も溶出しやすくなるからです。参加者からは、「普段行っている方法で放射性物質濃度がこんなに低くなる(低減される)ことに驚いた」との感想がありました。山菜を下処理する際の参考にしてみてください。

弘前大学では皆さまの知りたいことを随時受け付けています。

問 弘前大学浪江町復興支援室(健康保険課内)
TEL 080 (2813) 0824

